

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の設置について

《趣 旨》

本所は、令和2年1月29日、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を経営安定特別相談室内に設置しました。

相談窓口の設置は、中小企業庁から協力依頼を受けた日本商工会議所が、各地商工会議所へ行った設置要請に基づいて対処するものです。

《設 置 目 的》

新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者の、経営上の相談対応を行うため、相談窓口を設置します。

《事 業 内 容》

相談窓口では、本所経営指導員が各種融資相談に対応するとともに、本所専門相談員（中小企業診断士、公認会計士、税理士等）と連携し、資金繰り等の相談対応を行い、日本政策金融公庫、信用保証協会等への斡旋等を行います。

《窓 口 設 置 日》

令和2年1月29日（水）

《窓 口 設 置 場 所》

広島商工会議所（中小企業振興部 金融課）

電話（082）222－6691

《支 援 機 関 先（特 別 相 談 窓 口）一 覧》

中小企業庁ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200129007/20200129007.html>

以上